



国保からの お知らせ

70歳以上75歳未満のかたの高額療養費制度の改正があります

医療費の自己負担が高額になったときに限度額を超えた分が高額療養費として支給される制度が平成30年8月に改正され、自己負担額が変わりました。

70歳以上75歳未満のかたの自己負担限度額(月額)

◎平成30年7月まで

所得区分	外来(個人単位)	外来 + 入院(世帯単位)
現役並み所得者	57,600円	80,100円 + (医療費 - 267,000円) × 1% 4回目以降は44,400円
一般	14,000円 (8月～翌年7月 の年間限度額) 144,000円	57,600円
低所得者Ⅱ	8,000円	24,600円
低所得者Ⅰ	8,000円	15,000円



◎平成30年8月から

所得区分	外来(個人単位)	外来 + 入院(世帯単位)
所得901万円超		252,600円 + (医療費 - 842,000円) × 1% 4回目以降は140,100円
所得600万円超 901万円以下		167,400円 + (医療費 - 558,000円) × 1% 4回目以降は93,000円
所得210万円超 600万円以下		80,100円 + (医療費 - 267,000円) × 1% 4回目以降は44,400円
一般	18,000円 (8月～翌年7月 の年間限度額) 144,000円	57,600円 4回目以降は44,400円
低所得者Ⅱ	8,000円	24,600円
低所得者Ⅰ	8,000円	15,000円

過去、1年間の間に外来 + 入院の高額療養費の支給を3回以上受ける場合の4回目以降の限度額

所得区分：一般および所得901万円超えのかた以外は、「限度額適用・標準負担額減額認定証」が必要となりますので、町民生活課(②番窓口)で申請してください。

●高額医療・高額介護合算制度の改正について

医療費が高額になった世帯に介護保険の受給者がいる場合、医療費と介護費を合算して一定額を超えたときには、その超えた分が支給される制度です。上記、高額療養費制度が改正となったことに伴い、限度額の変更が行われます。

70歳以上75歳未満のかたに高齢受給者証を送付しました。

今回は黄色です。8月1日から使えます。

古い高齢受給者証は、町民生活課(②番窓口)までお持ちください。

医療機関を受診するときは、保険証と高齢受給者証を必ず提示してください。

40歳以上の皆さん、特定健診の受診(予約)はお早めに！！

問合せ 町民生活課 保険年金担当 ☎62-1232